

## ☆次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業について☆

次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という）に基づき、一般事業主行動計画を策定し、その行動計画に定めた目標を達成したことなどの一定基準を満たした県内の事業主は、高知労働局の認定を受けることができます。

今般高知労働局では、下記企業を認定いたしました。

認定を受けた企業は、認定マーク「くるみん」を広告、商品、求人広告につけることができます。

### 認定企業 特定医療法人仁生会

・「認定通知書交付式」を平成22年8月4日に高知労働局で行いました。

高知労働局は、次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として、特定医療法人仁生会を認定しました。

県内では第2番目の認定であることから、8月4日に高知労働局において、「認定通知書交付式」を行いました。

特定医療法人仁生会の主な取組みは、下記の通りです。

#### □特定医療法人仁生会の行動計画の概要等

1 計画期間 平成17年4月1日から平成22年3月31日まで

#### 2 行動計画の目標

- (1) 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備
  - ・ 育児休業中の代替要員の確保や業務内容、業務態勢の見直し
  - ・ 育児休業をしている労働者の職業能力の開発及び向上のための情報提供
- (2) 小学校就学前の子どもを育てる労働者が利用できる事業所内保育施設設置及び運営
- (3) 年次有給休暇の取得促進
- (4) 職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識の是正のための情報提供
- (5) 子ども参観日の実施

#### 3 取組の結果

(1) 育児休業中の職員に対するアンケート調査を実施し、職員のニーズを把握  
法人の職員採用方針に育児休業中の代替要員確保等措置を明記  
育児休業者には、毎月発行の情報誌「じんせい」を送付し情報提供を実施

- (2) 院内保育所の対象児の年齢を3歳から小学校就学の始期に達するまでに引き上げ
- (3) 誕生日の年次有給休暇取得や公休、年次有給休暇を併せて連続5日間の連続休暇の取得を促進
- (4) 「ポジティブ・アクション普及促進セミナー」や「仕事と子育て両立支援セミナー」への参加をするとともに情報誌「じんせい」や「ナウ・レッツ・ビギン」の中でワーク・ライフ・バランス等について啓蒙
- (5) 子どもが保護者である労働者の働いているところを見ることが出来る日を「子ども参観日」として設定し実施

#### 4 その他

計画期間内に男性の育児休業者1名、女性の育児休業取得率93%を達成



認定マーク「くるみん」

認定を受けた企業は、左の認定マーク（くるみん）を利用することが出来ます。

「くるみん」には、赤ちゃんが大事に包まれる「おくるみ」と「職場ぐるみ・会社ぐるみ」で子どもの成長に取組もう、という意味が込められてこのマークを求人広告、自社の商品や、広告企業の封筒や名刺などにつけて社外にアピールすることで、企業のイメージアップや、それに伴う生産性の向上、優秀な労働者の採用・定着などが期待されます。